

第4回資料

○小学校の適正規模について

○小学校の適正配置について（案）

美浦村立小学校あり方検討委員会

目 次

- 1 美浦村における小学校の適正規模について
 - (1) 適正規模に関する第3回検討委員会の意見要旨 (H31.1.25)
 - (2) 美浦村における小学校の適正規模
- 2 適正配置について
 - (1) 県の基本的な考え方
 - (2) 適正配置に関する近隣自治体の答申事例 (抜粋)
 - (3) 近隣自治体の統合の状況
 - (4) 適正配置の検討
 - (5) 適正配置の具体的検討
 - ①各小学校の維持費について
 - ②校舎新設の試算
 - ③校舎を新設する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置
 - ④校舎を改修する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置
 - ⑤統合に伴うバス運行費用の試算
 - ⑥スクールバス等を運行する場合の補助制度について
 - ⑦小学校を統合する場合の類型 (案)
- 3 今後の開催スケジュール (案) について

参考資料

- 1 村立小学校の概要
- 2 村立小学校の配置
- 3 国の方針の経緯

1 美浦村における小学校の適正規模について

(1) 適正規模に関する第3回検討委員会の意見要旨 (H31.1.25)

委) : 委員, 事) : 事務局

<適正規模(案)についての考え方>

委) 小中学校9年間にしたほうが, 3つの小学校が中学校で合流するよりも, 総合的に見てメリットがあると判断したということか。

事) クラス替えができる環境が第一と考えている。いじめなどがあつた場合, 子どもが学校でクラス替えがないと転校も視野に入れるしかなくなるのではないかと, というところがある。1年生の時からクラス替えができる環境で, 同じような学習環境というのを村内の子どもたちには提供できることが大切だと考えている。適正規模については, クラス替えが常にできる, 1学年2学級以上がどの学年でも担保出来るような形がよいと考えた。

委) いろんなトラブルを抱えた場合は, クラスを変えてということが大きい。

クラスが多いと, クラス対抗でいろいろなこともできる。授業も, 人数が多ければ多様な意見も出て, 授業自体もメリハリがあつて, 凄く良い部分がある。

委) 60人ほどの学校に転勤して, 複式学級の担任を経験した。問題点として, 算数はよいが, 音読などはかなりやりづらかったような記憶がある。別のクラスで, 友達関係でちょっとしたトラブルがあつた記憶がある。

委) 中学校に入ると社会が広がり, 部活もありそこに上級生がいて自分の世界というものを作る芽が新たに出てくる。

<統合後の特別支援学級数について>

委) 3校一緒になった場合, 特別支援の学級の想定は出来ているのか。

事) 知的学級が3学級, 自閉情緒学級は2学級となる。

<統合直後の学校の状況について>

委) 合併した最初の年に, 3校の子どもたちが集まって学校がうまく回るか不安がある。

委) 阿見町の小学校も統合がなされているが早い段階で, どこから来たということに関係なく, 打ち解けて一つのクラスとしてまとまっていつている状態が見られる。

委) 統合する場合には, その前年に, 学年の交流会の実施や, 統合後の学校に行つてお互いに顔を知りあうなどの段階を経て, 新しい年度には, 子どもたちがスムーズに統合小学校の子どもとして活動出来るように対応した。

委) 石岡市は, 三つの中学校を1校にした。その時にはいろいろな意見が出たが, 時間が経つと, 違和感なくやっているという話を聞いている。

<統合についての考え方>

委) 大谷小では、3校一緒になるということに関しては、不安に思っている人は余りないと思う。まとまった時に、どのようになっていくのか一番関心があると思う。

委) 木原小が切迫してクラスが複式になるっていうことがない中で、木原小学校の保護者にとって統合が、メリットに見えないっていう可能性があるのですが、メリットがあるように今後検討してもらえれば嬉しい。

委) 安中小に通学したが、少人数のクラスでよかった。子どもたちも中学校に入学する際に不安はあったが大丈夫だった。人数が少なくても先生に良く見てもらえるよというようなことができたらとても嬉しいと思う。

<1学級あたりの児童数>

委) 美浦村の委員会の方針の案で、ここ2番の1学級あたりの児童数について、例として1, 2年生が35人以下になる事もこれからありうる事なのか。

事) 村では、人数の多い学級等については、講師の先生が入ってティームティーチングなどの形で対応している。定員を35人から30人に減らす場合には、村当局の方針的なものを作っていく必要がある。

<適正規模(案)について>

委) 事務局提示の適正規模に関する方針(案)について承認いただいた。

<村民への説明について>

事) 方針が出れば教育委員会として、各学校区で説明することを考えている。

<統合により必要となる対応について>

委) 大谷小に統合した場合に、現時点として運動会等はどのように実施するのか、駐車場の問題など今どのように考えているのか。

事) 仮に大谷小の場所に決まったということであれば、必要な駐車場を近くに確保する。場所が決まれば、そこで可能な対応が出来るように教育委員会として対応する。

<校舎の耐用年数について>

委) 耐震工事が21年から2年間にわたって各小学校で実施されているが、現在の小学校がこれから先どのくらいもつのか。

事) 耐震工事により耐用年数が延びる訳ではないが、通常鉄筋コンクリートの建物は50年から60年ぐらいの耐用年数である。

<スクールバスの概算費用について>

委) スクールバスを1台当たり運行させた場合、いくらぐらいになるかの数字も比較する上では必要かと思う。

(2) 美浦村における小学校の適正規模

美浦村立小学校の適正規模については、その基本的な考え方や委員会での議論を踏まえ、本検討委員会における小学校の適正規模を以下のとおりとする。

美浦村立小学校あり方検討委員会 適正規模に関する方針

1 学級数について

- ・ 1学年2学級以上とする。
1学年に複数の学級があり、クラス替えができること。
- ・ 学校全体の学級数は、12学級以上とする。

2 1学級あたりの児童数について

- ・ 県で実施している「楽しく学ぶ学級づくり事業」に基づく1学級あたりの児童数とする。

例：＜1・2年生＞

○全学級35人以下学級

＜3～6年生＞

○35人超3学級以上：1学級増設し担任教諭1名を配置

○35人超1・2学級：各学級に非常勤講師1名を配置

3 複式学級について

- ・ 複式学級の解消を図る。

※複式学級：小学校は2つの学年で16人以下（1年生児童を含む場合は8人以下）

2 適正配置について

(1) 県の基本的な考え方

<茨城県の指針（抜粋）>

茨城県は、各市町村が学校の適正配置を進めていく上での考え方として、次の項目を例示しています。

◆適正配置を進めるにあたっての考え方

- 児童生徒の学習環境を充実させるため、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- 小学校では、すべての学年でクラス替えができない1学年1学級の学校の統合を検討すべきである。
- 中学校では、クラス替えができない5学級以下の学校について、統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
- 過去に児童生徒数の増加によって学校を分離新設したものの、児童生徒数が急激に減少している場合もある。

これらの学校は本来の学区を分割したケースが多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。

※ 学校規模などから、統合しても適正規模が見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

◆適正配置に際して留意すべき事項

- 小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関しての取組などについて十分な議論を行うこと。
- 適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圈などを考慮しながら検討すること。
- 小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安解消などに配慮すること。
- 地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- 小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細かな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- 各学校で行われている、地域との密接な関係による特色ある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。

(2) 適正配置に関する近隣自治体の答申事例(抜粋)

市町村名	適正配置に関する答申等	基本的な考え方
稲敷市 (H20.8)	○稲敷市学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え方について 【適正配置の方法】 ・A地区 小学校5校中3校が小規模校であり、残る2校も児童数の減少が見込まれるため、学区の変更による統廃合の検討が望ましい。 ・B地区 小学校3校の全部をもって統合し、新しい場所への新設統合の検討が望ましい。 ・C地区 小学校3校の全部をもって統合し、新しい場所への新設統合の検討が望ましい。 ・D地区 小学校5校の全部をもって統合し、新しい場所への新設統合の検討が望ましい。	○ 統合にあたっては、それぞれの歴史・地域性・特性等を生かしながら、新たな学校を創ることを基本とする。 ○ 異なる歴史と特色を持つ学校が一つになることにより、互いに切磋琢磨して、より活性化した学校が生まれるという積極面に期待し・・・、地域・保護者の理解を求める。 ○ 通学距離については・・・、スクールバスなどの交通手段を取り入れることが可能であることから、統廃合の付帯事項として取り扱うものとする。
阿見町 (H27.3)	○阿見町立学校再編計画 【適正配置の基本的な考え方】 ◇小学校 ・ 本郷地区に新設する小学校を含めて、町全域の配置を検討する。 ・ 望ましい学校規模に満たない学校は、遠距離通学者への配慮をして、隣接校との統合を検討する。	学校が地域で果たしてきた役割や地域の事情を十分に考慮した上で、保護者、地域住民、学校関係者などに対し、学級数等の将来推計、学校の小規模化による問題点等について説明するとともに、十分に協議するなど、適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めることが必要。
河内町 (H26.5)	○学校統合基本計画 【統合の基本方針】 ・ 生板小学校、みずほ小学校、金江津小学校の3校を閉校し、統合新設校を設立。	子ども達の教育的効果を最優先に考え、学校本来の持つ集団的機能の確保と充実を図るため、また学校の適正規模・適正配置の観点から、統合を推進するものとする。
土浦市 (H25.2)	○土浦市立小学校適正配置実施計画 ・ 隣接する小規模校がある場合、学習環境が良い方などに編入。 ・ 近隣に小規模校が2～3校あり、学校用地が確保できれば、学校を再編成・新設。 ・ 適正規模校の通学区域の一部を、周辺の適正規模に満たない学校の通学区域に編入。	子どもたちにとってのより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図る。

(3) 近隣自治体の統合の状況

自治体名	統合の状況
稲敷市	鳩崎小, 君賀小, 江戸崎小→江戸崎小 (H28)
	太田小, 柴崎小, 根本小→新利根小 (H26)
	阿波小, 浮島小, 古渡小→新設統合予定
	あずま東小, 新東小, あずま南小→あずま東小 (H29)
阿見町	阿見小, 吉原小→阿見小 (H30)
	実穀小, 本郷小→本郷小 (H30) ・ あさひ小 (本郷小から分離)
河内町	源清田小, 長竿小→みずほ小 (H24)
	生板小, みずほ小, 金江津小→かわち学園 (H30)
利根町	文間小, 東文間小→文間小 (H20)
	布川小, 太子堂小→布川小 (H20)
土浦市	藤沢小, 斗利出小, 山の荘小→新治学園義務教育学校 (H30)

(4) 適正配置の検討

本村では、現在、小学校3校と中学校1校で構成されている。各小学校は創立140年以上の歴史と伝統を誇る。しかし、現在の児童数はピーク時の52%にまで減少し、平成40年度には現在よりも10年間にはさらに17%程度減少すると予想されており、児童数の減少に伴い、小学校の中には適正規模の維持が難しい学校が生じている。

本検討委員会は「学校規模の適正化」の検討を行い、小学校の適正規模を12学級以上とした。

この適正規模を平成40年度人口推計に当てはめると、適正規模に満たない小学校は木原小学校並びに安中小学校であり、安中小学校は平成34年度から複式学級を有する可能性が高い。

今後の適正な学校規模の確保を考えると、適正規模に満たない学校の統合もやむを得ないものと考えられる。

①平成40年度までの各学校の規模区分（平成30年度推計）

平成40年度まで推計の児童数に当てはめると、各校の学級数は下表のとおりとなります。

◆3校の児童数を合算した場合の学級数及び1学級の人数（H34～H40年度）

	木原小学校		安中小学校		大谷小学校		3校合算		
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	児童数	学級数	学級人数
H34年度	6	188	5	54	13	347	589	18	29～36
H35年度	7	197	5	53	13	345	595	18	30～36
H36年度	7	191	5	51	12	342	584	18	30～36
H37年度	6	187	5	45	12	339	571	18	30～35
H38年度	6	186	5	48	12	338	572	18	30～35
H39年度	6	181	5	50	12	338	569	18	30～35
H40年度	6	188	4	49	12	318	555	18	29～32

◆学校教育法施行規則による美浦村の適正学校数の状況

学校教育法施行規則による標準学級数（12～18学級）を満たす小学校は、大谷小学校1校のみとなります。木原小学校及び安中小学校は標準学級数を満たしていません。

②適正配置の基本的な考え方

学校の適正配置の方法として、茨城県の指針並びに県内自治体では「通学区域の変更」と「学校の統合」を挙げています。

検討の手順としては、隣接校との通学区域の変更について検討を行い、その結果、通学区域の変更だけでは適正規模が安定的に確保できない場合は、学校の統合について検討を行うという手法が一般的である。

しかし、本村では、児童数の現状等を考慮すると、通学区域の調整のみによって将来的に安定した望ましい規模を確保することは難しいことから、統合を軸として考えるのが適切と考えます。

統合を検討する場合の（案）は、15頁に示しました。

なお、適正配置を検討するにあたっては、以下の事項に留意のうえ検討いただきたいと存じます。

◆適正配置の検討にあたって配慮すべき事項

- ①適正配置の検討にあたっては、適正規模の確保を目指すこと。
- ②村の現状を考慮して、「学校の統合」を軸に検討する。
- ③適正配置によって遠距離通学となる場合は、スクールバス等に配慮する。
- ④既存の施設の活用又は新設について検討するにあたっては、村の財政状況を考慮する。
- ⑤今後安定的に適正規模が確保できることを考慮して、適正配置を検討する。
- ⑥小中一貫教育については、あり方の方向性が決定した後検討する。

(5) 適正配置の具体的検討

①各小学校の維持費について

ア 村内各小学校の維持費

・維持費は、人件費を除く施設を維持管理する上で必要となる経費を計上しています（平成29年度実績）。

（1年間当たり）

区 分	木原小学校	安中小学校	大谷小学校	合 計
学校管理費	12,917,981 円	9,778,389 円	17,907,378 円	40,603,748 円
学校給食費	2,417,774 円	2,051,991 円	3,684,209 円	8,153,974 円
計	15,335,755 円	11,830,380 円	21,591,587 円	48,757,722 円

イ 3校を大谷小学校の場所に統合した場合の維持費の試算

- ・維持費は、人件費を除く施設を維持管理する上で必要となる経費を計上しています。
- ・統合した際の維持費の試算にあたっては、以下の条件を設定し試算しました。
大谷小1人当たりの費用（平成29年度実績）をもとに、平成34年度の児童数を掛けて試算。

区 分	3校統合小学校
学校管理費	25,043,020 円
学校給食費	5,075,553 円
計	30,118,573 円

②校舎新設の試算

校舎新設の試算にあたっては、3校を統合して新設することとし、普通教室の数が統合後の学級数（18学級）に近い近隣の自治体の建設事例を調査しました。（用地費は除く。）

	工 事 概 要	建設費	その他
近隣の学校 A	<校舎工事概要（校舎棟・体育館棟・中学校に隣接プールの大規模改修）> ○工期：1年6ヶ月 ○校舎・鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造2階建，延床面積：約5,423㎡ ○体育館 延床面積：約1,495㎡ ○教室数（主なもの） 普通教室12，特別支援4，理科室1，生活科室1，音楽室1，図画工作室1，家庭科室1，コンピュータ室1，図書室1，特別活動室4，教育相談室3，校長室1，職員室1，保健室1，放送室兼児童会室1，多目的室1，会議室1他 ○電気設備工事一式（校舎・体育館・プール・外構・駐車場） ○空調設備工事・給排水衛生設備工事一式（校舎・体育館・プール・外構） <給食堂なし> 給食センター	○建設工事 約19億5千万円 ○電気設備工事 約3億3千万円 ○機械設備工事 約2億3千万円 合計 約25.1億円	給食堂 建設せず
近隣の学校 B	<校舎工事概要> ○工期：1年2ヶ月 ○鉄筋コンクリート造2階建，延床面積：約5,200㎡ ○教室数（主なもの） 普通教室18，特別支援学級4，音楽室2，理科室2，美術室1，技術室1，調理室1，家庭課室1，パソコン室2，放送室1，図書室1，多目的室2，児童・生徒会室各1，保健室2，進路指導室1，教育相談室1，校長室1，職員室1，会議室1 <屋内運動場（体育館）工事概要> ○工期：1年2ヶ月 ○鉄筋コンクリート造・一部鉄骨 2階建，延床面積：約1,200㎡ <給食堂工事概要> ○工期：8ヶ月 ○鉄骨造1階，延床面積：約282㎡ <プールなし>	○校舎 約17億円 ○屋内運動場 約4億5千万円 ○給食棟 約1億9千万円 （設備含む） 合計 約23.4億円	プール 建設せず

③校舎を新設する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置

◆用地取得

時 期	作業内容等	要する期間	その他
方針決定後	用地買収	状況により要する期間は未定	用地取得単価を決めるため不動産鑑定の実施。
	税務協議	4ヶ月	

◆建築開発

時 期	作業内容等	要する期間	その他
1年目	プロポーザル 基本設計	4ヶ月 6～8ヶ月	左の期間に加え、契約手続きに3～4ヶ月を要する（契約ごとに）。
2年目	実施設計	10ヶ月	
3年目	開発（造成工事発注）荒造成、擁壁工事他 校舎建築	1年 1年6ヶ月（プール含む場合 2年）	左の期間に加え、契約手続きに3～4ヶ月を要する（契約ごとに）。
4年目	〃	〃	

（例）統合により学校建物（校舎・体育館等）を新設（建設）する場合 … 30億円と想定（別途、設計等諸費）

国 費	地方債	一般財源
（国庫負担等事業基準×1/2） 5億円	25億円 （うち、地方交付税交付金 3.5億円）	

実質的な地方負担

*返済額	1年～3年	各年約2,500万円
	4年～20年	各年約1億6,000万円
		合計 約28億円

④校舎を改修する場合の標準的なスケジュール及び公立学校整備に係る財政措置

◆改修（内外の軽微な補修と塗装）

時 期	作業等内容	要する期間	その他
1 年 目	調査設計	1 年	
2 年 目	改修工事	1 年	内外の軽微な補修と塗装

(例) 統合により既存学校建物(校舎・体育館等)を改修する場合 … 3 億円と想定 (別途, 設計等諸費)

地方債 (地方交付税交付金 なし)	一般財源
----------------------	------

実質的な地方負担

*返済額 1 年～10 年 各年約 3, 200 万 合計 約 3 億 2 千万円

【校舎改修に伴う国庫補助について】

学校統合に伴う既存施設改修については, 補助率が原則 1/2 (対象事業限度額: 7 千万～2 億円) の国庫補助の制度があるが, 建物(校舎)内外の塗装については具体的な記載がなく, 補助の対象となるかどうかは現時点では分かりません。

⑤統合に伴うバス運行費用の試算

◆試算にあたっての条件

A バス通学対象児童の考え方（平成30年度時点で試算）

- ①木原小の場所に統合の場合：安中小学区及び大谷小学区の児童
- ②安中小の場所に統合の場合：木原小学区及び大谷小学区の児童
- ③大谷小の場所に統合の場合：木原小学区及び安中小学区の児童
- ④新設の場合（新たな場所に校舎を建設）：建設場所は、村中央部に位置する美浦中
近辺と想定。同所から半径2km以上※1の
児童を対象。

※1 近隣のバス通学の事例を参考に設定。対象となる地域は、別添位置図を参照。

B 便 数：登校時1便，下校時2便

C バスの規格：40名正座乗車可能（立ち乗りはしない）な中型バス 又はマイクロバス

D 運行費用：バス1台当たり（1年間，運転士込）約700万円※2と想定

※2 運行費用は、近隣自治体の事例を参考に事務局が独自に設定したもので概算の金額。

E 運行形態：事業者へバス運行を委託（車両及び運転士は会社側で用意）

F その他：バス通学の対象となる児童を運ぶことが可能なバスの台数を 試算したものであり、バスルートの検討は行っていない。

類 型	対象児童数	バス台数	運行費用／年
①木原小の場所に統合	476	12	8,400 万円
②安中小の場所に統合	622	16	1 億 1,200 万円
③大谷小の場所に統合	288	8	5,600 万円
④新たな場所に校舎新設 （2km以上を対象）	425	11	7,700 万円

※対象児童数

①～③…他の2校の全児童数の合計

④ …美浦中学校を中心とした半径2kmの円の外に居住する人数（円の外にある
各小学校通学地区をもとに人数を合計）

⑥スクールバス等を運行する場合の補助制度について

平成31年度時点の補助制度の概要は以下のとおりです。(今後、変更となる可能性はあります。)

1 国の補助制度

区 分	補助要件	補助経費
スクールバス購入費	以下のいずれかに該当する場合 ・へき地学校 ・ <u>学校統合</u> ・過疎地域等におけるバス路線の廃止による通学条件の悪化	スクールバスの購入費 ・補助率 1/2 ・1台368万円を上限
遠距離通学費 (スクールバス運行経費・通学定期代等)	以下の全てに該当する場合 ・通学距離 <u>小学生4km以上</u> <u>中学生6km以上</u> ・ <u>学校統合</u> ・負担する通学費が年額30万以上	市町村が負担した交通費 ・補助率 1/2 ・ <u>5年間のみ</u>

2 県の補助制度

区 分	補助率	補助期間
スクールバス購入費	市町村実負担分※の1/2	統合前年度 又は 統合初年度
遠距離通学費 (スクールバス運行経費・通学定期代等)	市町村実負担分※の2/3または1/2	<u>統合後3年間</u>

※市町村実負担分・・・市町村負担額－国補助金額－地方交付税算入額

3 地方交付税措置

市町村がスクールバスを運行している場合や、遠距離通学する児童生徒に対して市町村が通学補助を行う場合には、地方交付税の措置がなされる。

⑦小学校を統合する場合の類型（案）

統合の種類	統合の類型	メリット	デメリット
3校を1校に統合 (新小学校を創設) ・既存施設利用 又は ・新たな場所に 新設	①木原小の場所に統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・安中学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が大きい。 ・昭和54年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替える必要となる。
	②安中小の場所に統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・木原学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が大きい。 ・昭和53年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替える必要となる。
	③大谷小の場所に統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・①、②と比較して教室数も多く現施設を有効利用できるため、費用負担が少ない。 ・新たな給食室で対応可能。 ・通学バス利用の児童が①、②と比較して少なくなるため、バス運行費用が軽減される。	・学校行事を開催する際、保護者の車の駐車場の十分な容量がない(特に運動会の検討)。 ・普通教室は充足しているが、現在の基準に合わせるため、職員室など一部改修を行う必要がある。 ・昭和52年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替える必要となる。

統合の種類	統合の類型	メリット	デメリット
3校を1校に統合 (新小学校を創設) ・既存施設利用 又は ・新たな場所に 新設	④校舎を新たな場所に 新設・統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※用地・校舎とも新設	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・新校舎を建設することにより、より快適な環境で学ぶことができる。	・新たな建設用地の確保及び施設の建設が必要となるため、新たな費用負担が大きい。 ・新たに建設することとなるため、用地取得及び建設等に要する期間が長くなり、複式学級の解消が遅れる。
	⑤複式学級を回避するた め、大谷小を利用し3小 学校を一旦統合し、 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・④と比較して、複式学級を回避できる。 ・教室数も多く、現施設を有効利用できるため、他校を利用する場合と比較して費用負担が少ない。 ・新たな給食室で対応可能。 ・通学バス利用の児童が①、②と比較して少なくなるため、バス運行費用が軽減される。 ・新校舎を建設することにより、より快適な環境で学ぶことができる。	・新たな建設用地の確保、施設の建設、大谷小学校の場所からの移転費用が必要となるため、新たな費用負担が大きい。 ・③と比較してバス運行費用の負担が大きい。

3 今後の開催スケジュール（案）について

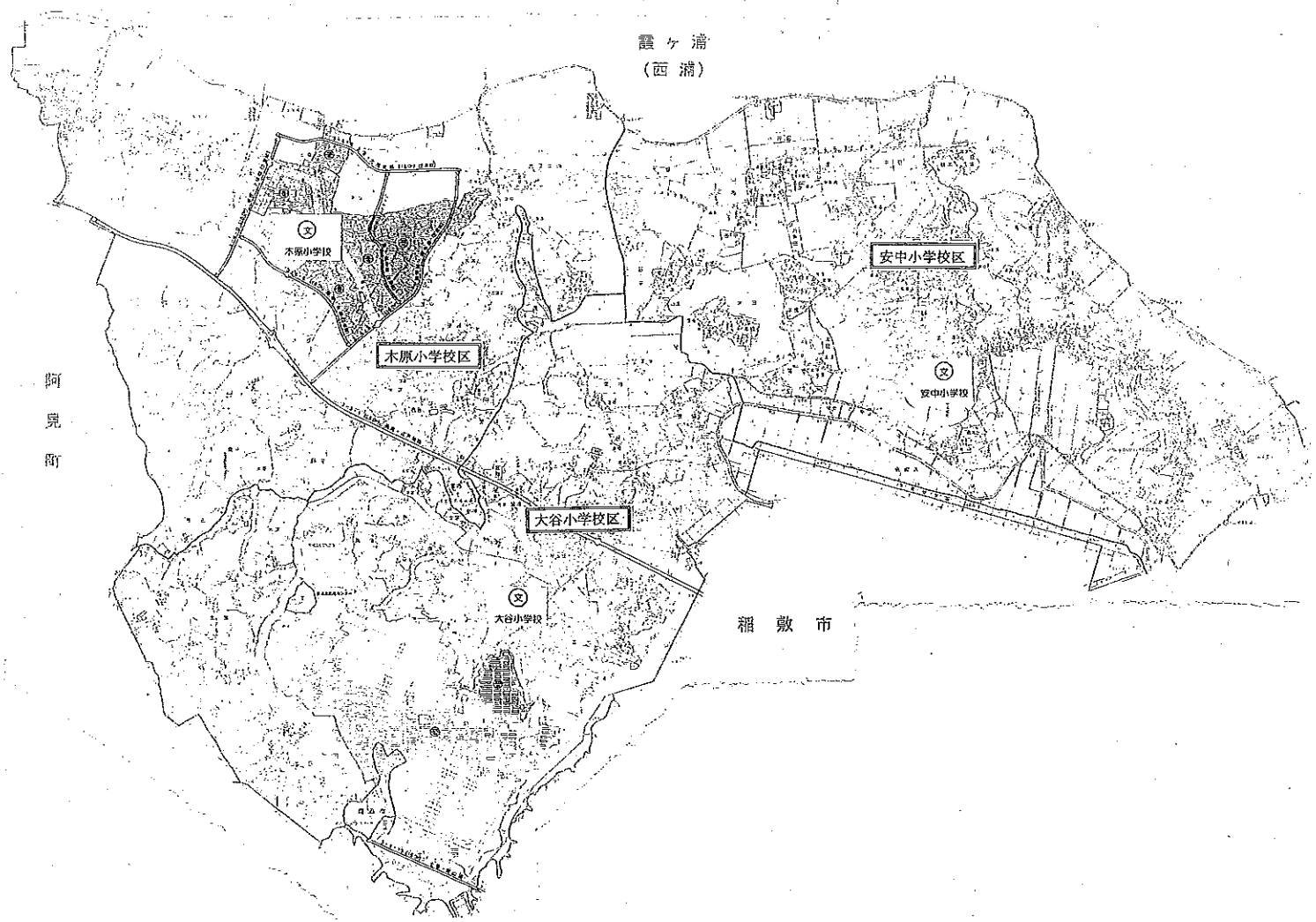
- 第5回検討委員会：5月（答申書素案の決定）
- 4月以降：各小学校区での保護者への説明会の開催
- 5月以降：村民及び村議会への説明会の開催
- 5月～6月：パブリック・コメントの実施
- 7月頃：第6回検討委員会（最終答申書の決定）
- 9月：村長へ答申

参 考 資 料

1 村立小学校の概要

		木原小学校	安中小学校	大谷小学校
開 校		明治 7 年	明治 9 年	明治 7 年
所 在 地		木原 1567 番地	土浦 1979-1	興津 366
通 学 区 域 (行政区)		上舟子, 下舟子, 浜, 登宿, 山戸丁, 田中, 上宿, 後宿, 布佐, 布佐南部, 受領, 郷中, 大須賀津, みどり台, 桜木	牛込, 大塚, 大山, 大山東部, 木, 山王, 定光, 土浦, 根火, 花見塚, 馬掛, 間野, 馬見山, 見晴台, 本橋, 八井田, 谷中, 山内	大谷, 興津, 信太, 天神台, 土屋, 美駒, 南原, 宮地, 茂呂, 余郷
施 設 規 模	敷地面積	24,730 m ²	24,533 m ²	25,073 m ²
	校舎面積	3,897 m ²	2,685 m ²	5,308 m ²
	屋内運動場床面積	810 m ²	751 m ²	945 m ²
	普通教室数	15 室	8 室	24 室
建 築 年		昭和 5 4 年	昭和 5 3 年	昭和 5 2 年
主な施設整備事業		耐震補強 H22 年	耐震補強 H23 年	耐震補強 H21 年
H 30 年	児童数	204 人	66 人	393 人
	通常学級数	7 学級	6 学級	13 学級
	特別支援学級数	3 学級	1 学級	3 学級

2 村立小学校の配置



3 国の方針の経緯（抜粋）

◆公立小中学校の統合方策について（S31 文部事務次官通達）〈抜粋〉

公立小中学校には小規模な学校が多く、教員の適正配置や施設設備の整備を図ることが難しいため、教育効果の向上が困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっているのが現状である。文部省では、この問題の重要性にかんがみ、中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

◆公立小中学校の統合方策についての答申（S31 中央教育審議会）〈抜粋〉

I 学校統合の基本方針について

- 1 国及び地方公共団体は、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向を十分に考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重に実施すべきものであって、住民に対する統合の意義の啓発は特に意を用いること。

II 学校統合の基準について

- 1 小規模校を統合する場合の規模は、概ね12学級ないし18学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、小学校児童は4キロメートル、中学校生徒は6キロメートルを限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢・気象・交通等の諸条件並びに通学距離が児童生徒に与える影響を考慮し、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

◆公立・小中学校の統合方策について（S48 文部省管理局長通達）〈抜粋〉

学校統合の方策については、昭和31年に通達されているところであるが、・・・(略)・・・その後の実施状況にかんがみ、下記の事項に留意する必要がある。

- 1 (略) 学校規模を重視するあまり無理な統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模校には教職員と児童生徒の人的ふれあいや個別指導の利点も考えられるので、総合的に判断し、なお小規模校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 (1) 通学距離・通学時間が児童生徒の心身に与える影響、安全、学校の教育活動への影響等を充分検討し、無理のないよう配慮すること。
(2) 統合を計画する場合は、地域住民の理解と協力を充分に得て行うよう努めること。
(3) 統合による規模が相当大きくなる場合や、現に適正規模である学校をさらに統合する場合は、統合後の運営上の問題、児童生徒への教育効果に及ぼす影響といった問題点にも慎重に比較考慮して計画決定すること。